

# 営業許可申請の手続きについて

## STEP 1

### 事前相談

- 工事に着手する前に、営業施設の図面を持参のうえ、施設基準※についてご相談ください。 ※施設基準については裏面上部をご覧ください。
- 施設を衛生的に管理運営するために、食品衛生責任者を設置し、HACCPに沿った衛生管理を実施する必要があります。



食品衛生責任者  
について

または「福岡市 食品衛生責任者」で検索



HACCPに沿った衛生管理  
について

または「福岡市 HACCP」で検索

- 井戸水を使用する場合は、飲用に適する水であることを証明する水質検査成績書を準備してください(検査日から1年以内のもの)。

## STEP 2

### 申請・手数料納付

- 営業開始予定日の少なくとも1週間前までには申請してください。

申請方法：窓口またはインターネット(食品衛生申請等システム)



食品衛生申請等システム  
について

食品衛生申請等システム



URL : <https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

- **許可申請手数料の納付は、窓口に来ていただく必要があります。**
- 申請時に、確認検査日の日程調整を行います(後日調整でも構いません)。

#### <申請に必要なもの>

- ・ 食品等事業者ログインID(作成方法は別紙参照) ・ 営業施設の図面
- ・ 許可申請手数料(現金のみ、料金は裏面参照) ・ 衛生管理計画書(確認検査時でも可)
- ・ 食品衛生責任者の資格を証するもの ・ 水質検査成績書(井戸水を使用する場合)

## STEP 3

### 施設の確認検査

- 確認検査には、営業者、食品衛生責任者等が立ち会ってください。
- 施設基準に適合しない場合は許可できません。  
不適合事項を改善し、再度、確認検査を受けてください。

## STEP 4

### 営業許可証の交付

- 施設基準に適合していることを確認した後、営業許可証を交付します。  
(許可証交付までの目安：確認検査日から1～2週間程度)
- 許可申請を行った各区保健所の窓口又は郵送で受け取ってください。

## ＜参考① 施設基準について＞

■ 業種ごとの施設基準については、右のコードまたは以下URLからご確認ください。

1. 福岡市ホームページ(PDF「営業施設の施設基準」)

URL : [https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/83940/1/03\\_shiset\\_sukijun\\_230208upd.pdf?20230208110200](https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/83940/1/03_shiset_sukijun_230208upd.pdf?20230208110200)



2. 福岡県ホームページ(営業施設基準の改正について)

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shokuhin-sisetukijyun.html>



## ＜参考② 許可業種及び許可申請手数料一覧＞

| 業種                   | 手数料    | 業種            | 手数料    |
|----------------------|--------|---------------|--------|
| 飲食店営業                | 16,600 | 氷雪製造業         | 21,400 |
| 調理機能を有する<br>自動販売機 ※1 | 9,800  | 液卵製造業         | 14,400 |
| 食肉販売業 ※2             | 9,800  | 食用油脂製造業       | 21,400 |
| 魚介類販売業 ※2            | 9,800  | みそ又はしょうゆ製造業   | 16,600 |
| 魚介類競り売り営業            | 21,400 | 酒類製造業         | 16,600 |
| 集乳業                  | 9,800  | 豆腐製造業         | 14,400 |
| 乳処理業                 | 21,400 | 納豆製造業         | 14,400 |
| 特別牛乳搾取処理業            | 21,400 | 麺類製造業         | 14,400 |
| 食肉処理業                | 21,400 | そうざい製造業       | 21,400 |
| 食品の放射線照射業            | 21,400 | 複合型そうざい製造業 ※3 | 25,000 |
| 菓子製造業                | 14,400 | 冷凍食品製造業       | 21,400 |
| アイスクリーム類製造業          | 14,400 | 複合型冷凍食品製造業 ※3 | 25,000 |
| 乳製品製造業               | 21,400 | 漬物製造業         | 14,400 |
| 清涼飲料水製造業             | 21,400 | 密封包装食品製造業     | 16,600 |
| 食肉製品製造業              | 21,400 | 食品の小分け業       | 14,400 |
| 水産製品製造業              | 16,600 | 添加物製造業        | 21,400 |

※1 高度な機能を有し、屋内に設置されたものは除く

※2 容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態で販売するものは除く

※3 HACCPに基づく衛生管理が必要

## ＜お問い合わせ先＞

福岡市保健医療局保健所地域衛生部 博多衛生課食品係

〒812-8512 福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号 博多区役所6階

TEL:092-419-1126 FAX :092-434-0007

E-mail:eisei-hawo.PHB@city.fukuoka.lg.jp